平成２６年（フ）第５８号
岩手県大船渡市盛町字宇津野沢38番地１　市営住宅宇津野沢アパート207号、前住所岩手県大船渡市猪川町字長洞62番地１　大船渡市長洞応急仮設住宅22－５号
債務者　熊谷　実姫
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２６年（フ）第２７４号
愛知県一宮市上祖父江字山浦西13番地１
債務者　加藤ひとみ
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２８３号
愛知県一宮市千秋町町屋字東沼１番地14
債務者　兼松　志帆
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第３０４号
愛知県一宮市三ツ井６丁目２番６－206号　パークシャトー三ツ井
債務者　黒崎　智也
1　決定年月日時　平成26年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１７２５号
福岡県糸島市波多江駅南１丁目19番７号、前住所香川県坂出市川津町3899番地１　クレストイバラ108号
債務者　松隈　祐一
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７３４号
福岡県宗像市ひかりヶ丘６丁目１番地50　ひかりハイツ201号、前住所福岡県宗像市自由ヶ丘南２丁目16番地11
債務者　小原　耕一
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１７７９号
福岡市西区拾六町団地７番14―404号
債務者　松長　恵美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８００号
福岡市南区清水２丁目20番３－1207号
債務者　田邊　彬子
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２４号
福岡市西区愛宕３丁目15番８号
債務者　副島千代美
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２７号
福岡市博多区住吉３丁目９番22号
債務者　川本　浩子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８３８号
福岡県大野城市雑餉隈町５丁目４番10―401号　オベリスクオブエヌティ
債務者　古澤　晴子
1　決定年月日時　平成26年12月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８４０号
福岡県糟屋郡宇美町とびたけ３丁目18番10号
債務者　平野　玲子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８４６号
福岡県糟屋郡志免町坂瀬１番201号
債務者　徳永　朝男
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８４７号
福岡市西区小戸４丁目13番19号
債務者　今田　忠男
1　決定年月日時　平成26年12月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８５２号
福岡市中央区福浜２丁目６番５－355号
債務者　有馬　昭行
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８５４号
福岡市博多区美野島２丁目８番17号
債務者　藤崎ゆう子（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成26年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２５年（フ）第１１１９号
福岡市東区下原４丁目９番32号
破産者　エスエスメンテ株式会社
1　決定年月日　平成26年12月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５４号
秋田県山本郡三種町豊岡金田字前谷地42番地
破産者　株式会社ユーキテクノ
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所能代支部